令和７年度 奈良市省エネ診断支援補助金公募要領

令和８年１月一部改正

１　事業の趣旨・目的

市内事業者による温室効果ガス排出量の削減を図るため、市内に事業所を有する中小企業等が、事業所での CO_2 排出量やエネルギー使用量とその削減方法を把握することを目的として受診する、省エネルギー診断（以下「省エネ診断」という。）に要する経費に対して、「奈良市省エネ診断支援補助金」（以下「補助金」という。）を交付します。

２　補助対象者

補助金の交付を受けることができる方は、次のいずれにも該当する方とします。

（１）次のいずれかに該当するもの

ア　市内に事業所を有する中小企業等※

※中小企業等とは、中小企業基本法第 2 条に規定された要件（表１）に該当する会社及び個人事業主とします。

表１

業種	資本金　又は　従業員数
製造業その他	3 億円以下　又は　300 人以下
卸売業	1 億円以下　又は　100 人以下
サービス業	5 千万円以下　又は　100 人以下
小売業	5 千万円以下　又は　50 人以下

イ　会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１号に規定する会社に該当しない者で、市内に事業所を有する社会福祉法人、医療法人、学校法人、ＮＰＯ法人等の事業者

（２）市税を滞納していないこと。

（３）申請を行おうとする年度において、この要綱による補助金の交付を受けていないこと。

（４）奈良市暴力団排除条例（平成２４年奈良市条例第２４号）第２条第３号に規定する暴力団等でないこと。

３　補助対象事業

令和７年４月 1 日から令和８年２月２８日までに、市内に所在する事業所において、表２に掲げる省エネ診断を受診した事業者が受診に要した経費（事業者の自己負担額）に対して、補助金を交付します。

表２

省エネ診断	実施団体	申込/問合せ先
省エネ最適化診断	一般財団法人　省エネルギーセンター	https://www.shindan-net.jp/service/shindan
ステップアップ診断	一般財団法人　省エネルギーセンター	https://www.shindan-net.jp/service/stepup
ウォークスルー診断	一般社団法人　環境共創イニシアチブ	https://shoeneshindan.jp/guide/#walkthrough
ＩＴ診断	一般社団法人　環境共創イニシアチブ	https://shoeneshindan.jp/guide/#itshindan
伴走支援	一般社団法人　環境共創イニシアチブ	https://shoeneshindan.jp/guide/#accompaniment

４　補助対象経費・補助金の額

補助金の対象となる経費及び補助金の額は表３のとおりです。

表３

補助対象経費	補助金の額
省エネ診断の受診に係る費用として診断機関に支払った額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）	補助対象経費の全額（千円未満の端数は切り捨てる。） ただし、２万円を上限とする。

５　申請受付期間

令和８年３月１９日（木）午後３時まで

※要件を満たす全ての書類が整った申請の申請総額が予算額に達した時点で受付を終了します。

６　補助金申請から交付までの流れ

<table>
<tr><td>省エネ診断の受診</td><td>対象となる省エネ診断を<u>令和８年２月２８日まで</u>に受診してください。
<table>
<tr><th>一般財団法人
省エネルギーセンター</th><th>一般社団法人
環境共創イニシアチブ</th></tr>
<tr><td>・省エネ最適化診断
・ステップアップ診断</td><td>・ウォークスルー診断
・ＩＴ診断
・伴走支援</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>補助金の申請</td><td>省エネ診断<u>受診後</u>に申請してください。
１.省エネ診断の結果報告書と領収書等が発行されましたら、電子メール等により申請してください。
※１事業者１申請（省エネ診断１回分）のみとします。
２.補助金受取口座登録（相手方登録）の手続きを市 HP の電子申請フォームより行ってください。
URL：https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/124/4642.html

申請受付期間：令和８年３月１９日（木）午後３時まで

申請書類の受領後、審査を行い、要件を満たすことが確認できた場合、補助金の交付決定通知書兼確定通知書を発送します。</td></tr>
<tr><td>補助金の請求</td><td>交付決定通知書兼確定通知書が届いたら、<u>速やかに</u>補助金を請求してください。
請求書の受領後、概ね１ヶ月程度でご指定の口座に補助金が振り込まれます。</td></tr>
</table>

７　補助金の交付申請兼実績報告

補助金の交付を受けようとする方は、<u>奈良市省エネ診断支援補助金交付申請書兼実績報告書（第１号様式）</u>(以下「第１号様式」という。) に表４に掲げる書類を添えて提出してください。なお、<u>第１号様式の補助対象経費には税抜きの金額を記入</u>してください。

表４

(1) 省エネ診断の受診費用の支払を証する書類（領収書の写し等）
(2) 診断結果報告書の写し
(3) 省エネ診断を受診した事業所を市内に有していることを証する書類（不動産登記事項証明書や青色申告書等）
(4) その他市長が必要と認める書類

・補助金の額は、交付申請書を提出した時点の補助金予算残額（予算額から、すでに提出された交付申請の申請総額を減じた額をいう。）を超えないものとします。

□　補助金の交付決定兼確定の通知

市長は、補助金の交付申請及び実績報告があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、補助金の交付を決定し、確定したときは、条件を付して奈良市省エネ診断支援補助金交付決定通知書兼確定通知書（第２号様式）（以下「第２号様式」という。）により申請者に通知します。

８　補助金の請求

補助金の交付決定兼確定の通知（第２号様式による通知）を受けた申請者は、速やかに奈良市省エネ診断支援補助金交付請求書（第３号様式）により補助金を請求するものとします。

補助金は、第２号様式により通知した額を交付します。

９　申請の取下げ

補助金の申請（第１号様式の提出）後、何らかの事情で申請を取り下げる場合は、速やかに奈良市省エネ診断支援補助金申請取下届出書（第４号様式）に取下げの理由を記載した上で提出してください。

１０　書類の整備等

補助金の交付を受けた方（以下「補助事業者」という。）は、省エネ診断の受診に係る関係書類を補助金の交付を受けた日から５年間保管してください。

１１　検査等

補助金の申請者に対し、補助金に関する必要な事項を指示し、報告を求め、又は検査することがあります。また、補助事業者に対し、事業効果や省エネルギー化の取組状況等に関する資料の提供その他の協力を要請することがあります。その際は、指示のある内容について遅滞なく対応してください。

１２　提出方法

ア　提出方法

書類は電子メール、持参又は郵送により提出してください。

【電子メールでの申請の場合】

申請専用アドレス zerohojo@city.nara.lg.jp　に送信してください。

※その際、メールの件名は、「（申請者名）省エネ診断支援補助申請」としてください。

※添付資料のファイルサイズは１５ＭＢ以内としてください。ファイルサイズが１５ＭＢを超える場合は、分割送信も可能としますが、送信件名を揃えた上で、末尾に「その１」、「その２」と入力してください。

【持参の場合】

奈良市役所北棟６階　環境政策課の窓口に持参してください。

受付時間：平日の午前９時から午後５時まで

※必ず前営業日までに、持参される日時を電話にてご連絡ください。

【郵送の場合】

住所：〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目１番１号

宛先：奈良市役所北棟６階　環境政策課

※封筒に「省エネ診断支援補助申請」と記載してください。

イ　費用の負担

申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

問い合わせ・書類提出先

奈良市　環境部　環境政策課　ゼロカーボンシティ推進係

住所：〒630-8580　奈良市二条大路南一丁目１番１号

電　話：0742-34-4591

ＦＡＸ：0742-36-5466

E-mail：zerohojo@city.nara.lg.jp